

口座振替割引プラン定義書 (付帯型)

2019年10月1日実施

京和ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の成立	1
4. 料 金	1
5. そ の 他	2
付 則	
1. 実施の期日	3
2. 実施に伴う切り替え措置	3

口座振替割引プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この定義書にもとづく付帯契約の対象となるガス料金プラン定義書に規定するガスの使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語のとおりといたします。

2. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 主契約として、家庭用高効率給湯器プラン、家庭用ガス暖房プラン、家庭用ガス温水床暖房プラン、家庭用空調プラン、家庭用コージェネレーションシステムプラン、家庭用燃料電池プラン、小型空調プラン、小型空調パッケージプラン、空調夏季プラン、空調用Aプラン、時間帯別Aプラン、時間帯別Bプラン、輸送向け圧縮天然ガスプラン、業務用季節別プラン及びガス灯プランに基づくガスの使用プランを締結すること。
- (2) 上記主契約に基づく料金を口座振替によりお支払いになり、かつ、この定義書の適用を希望されること。
- (3) 原則として、お客さまのガスのご使用量または口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせしていないこと。

3. 契約の成立

この定義書は、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了し、お客さまの申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も同様といたします。

4. 料金

当社は下記の規定に基づき料金を算定いたします。

- (1) 口座振替割引額は、1契約につき(5)に定める金額といたします。

- (2) ただし、各料金算定期間の口座振替割引額は、2に定める主契約によって算定された料金を上回らないものいたします。
- (3) 各料金算定期間の主契約の料金は、2に定める主契約によって算定された料金から口座振替割引額を差し引いたものいたします。
- (4) また、各料金算定期間の料金がお客様の指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を口座振替割引取消額として、原則として翌月の料金に加算し、翌月の料金として申し受けます。
- (5) 割引額(消費税相当額を含みます)

1契約につき	55.00円
--------	--------

5. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで旧ガス料金プラン定義書の適用があり、2019年10月1日以降この定義書が適用されるお客さまについて2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧ガス料金プラン定義書に基づき料金を算定するものといたします。